

## 通学費補助金のご案内(入学後に手続き)

町田市立小・中学校へ通学する際、遠距離のため公共交通機関を利用している児童・生徒の保護者の方に、予算の範囲内で通学定期代金の一部を補助する制度です。所得による制限はありません。就学援助費・就学奨励費制度に該当しない方でも申請できます。

### 1. 対象となる方 (以下の(1)～(5)すべてに該当する方)

- (1) 町田市立小・中学校に在籍していること。
- (2) 通学距離が、おおむね小学校で1.5km以上、中学校で2.0km以上あること。
- (3) 区域外就学者、指定校変更者(特認地区を除く)、通学区域緩和制度利用者でないこと。
- (4) 公共の交通機関での通学を学校長が認めていること。
- (5) 定期券を購入していること。(神奈中バスの金額式IC定期券および小田急バスのIC全線定期券も対象です。ICカードのデポジットは支給対象外です。)

### 2. 支給金額、支給時期

#### ○支給金額

1か月の通学定期代金の3分の2の額を、月数に応じて保護者名義の銀行口座へ支給

- 例) ①1か月定期券購入・・・1か月定期代金×2/3×1か月  
②3か月定期券購入・・・1か月定期代金×2/3×3か月

#### 《期間調整定期券の取り扱い》

期間調整分が16日以上ある場合は、期間調整分についても1か月分とみなします。

例) 6月2日から7月17日まで有効(1か月+16日)の定期券の場合

・・・1か月定期代金×2/3×2か月

#### ○支給時期 ※学期をまたぐ定期券は学期毎に分けて支給します。

1学期分・・・9月      2学期分(8月分を含む)・・・1月      3学期分・・・4月

### 3. 申請方法

- 申請用紙 在籍する小・中学校にあります。(申請書は児童・生徒一人に一枚必要です。)
- 提出先 在籍する小・中学校(学校で指定した提出先または事務室職員へ)
- 提出期限 各学期の末日

※申請書提出の際、定期券購入期間の確認のため資料(定期券内容控等)が必要です。  
資料の添付がない場合、通学費補助金を支給できないことがあります。

### 4. まちだ子育てサイトのご紹介・本制度の問い合わせ先



まちだ子育てサイト(教育のための経済的支援について)へのリンクはこちら。  
就学援助費・就学奨励費や通学費補助金について掲載しています。

#### 【制度についての問い合わせ先】

町田市森野2丁目2番22号 町田市役所10階 町田市教育委員会学務課 就学援助・通学費補助金担当  
TEL: 042-724-2176 FAX: 050-3161-7996